

第 2 回 荒川河川整備計画関係都県会議

1. 開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第2回荒川河川整備計画関係都県会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、記者発表の際に会議の公開をお知らせいたしましたけれども、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただきますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

また、本日は、別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の様子を配信することといたします。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、別室へ中継映像の配信を行います。よろしくお願いいたします。

それでは、準備が整いましたので、会議を進めさせていただきます。

まず、お手元に配付しております資料の御確認をさせていただきます。

まず、資料の目録というのが1枚、その下に議事次第、それから名簿、そしてその下に資料の1ということでA3の横でございますけれども、荒川河川整備計画(骨子)と書いた資料が資料の1。

その下に同じように資料の2ということで、こちらは資料の1に行番号のみ追加した資料でございます。

それから、資料の3が縦置きでございます、当面の進め方という資料。

そして最後に資料の4ということで荒川の現状と課題というものでございます。

配付もれなどがありましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長の泊より、御挨拶申し上げます。

○河川部長

おはようございます。国土交通省関東地方整備局河川部長、泊でございます。

本日は、皆様、大変御多忙な中を、第2回荒川河川整備計画関係都県会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

この会議は、2月9日に第1回荒川河川整備計画関係都県会議を開催いたしまして、荒川の現状と課題、それから当面の進め方をお示しさせていただいたところでございます。

その際、お示しいたしましたとおり、その後の2月13日に第1回荒川河川整備計画有識者会議を開催いたしましたところでございます。

本日は、荒川河川整備計画の骨子と当面の進め方についてお示しさせていただきたいと思っております。

皆様には大変貴重な時間を頂戴いたしますが、本日はよろしく願いをいたします。

○河川調査官

まことに申しわけございませんけれども、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは議事に進みたいと思っております。お手元にお配りしております議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

○河川調査官

それでは、議事次第の3でございます。説明をお願いいたします。

○河川計画課長

河川計画課長の西田です。座って御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、河川整備計画の骨子について御説明をさせていただきます前に、資料4の荒川の現状と課題をお手元に御用意ください。一番下にありますA3の資料でございます。

荒川の現状と課題につきましては、前回の2月9日に開催しました1回目の関係都県会議の場でも御説明させていただいております。

この資料4は2月13日に開催された荒川河川整備計画有識者会議において、委員から出ました御意見を反映しますとともに、誤字・脱字、それから数字誤り等を修正したものでございます。改めての説明は割愛させていただきます。

続きまして、荒川河川整備計画の骨子について御説明をさせていただきます。

骨子の資料としましては、資料1と資料2がございます。資料2は説明時にわかりやすいように行番号を追加しているだけで、内容は資料1と同じでございます。

説明は、この資料2を用いて御説明をさせていただきたいと思います。それでは、資料2をお手元に御用意ください。

2枚めくっていただいて2ページを御覧ください。

2ページは荒川河川整備計画の対象区間及び期間についてお示ししております。中央に計画対象区間を図でお示ししております。いわゆる直轄区間が対象となります。

4行目からは、計画対象期間をお示ししてございます。計画対象期間は概ね30年間でございます。河川整備計画策定後でも必要がある場合には適宜見直しを行います。

次に、1枚めくってください。3ページから5ページは、河川整備計画の目標に関する事項についてお示ししております。

3ページの2行目でございますが、荒川は我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つです。

流域内には人口・資産が集積しており、大規模な浸水時には地下鉄等への浸水など首都圏交通網の麻痺、電気、ガス、通信等の途絶により、市民生活へ甚大な被害が及びます。

7行目ですが、洪水、高潮等による災害から貴重な生命・財産を守り、住民が安心して暮らせるよう、これまでの河川整備の経緯、沿川の社会的状況や河川の状況の変化等を踏まえて河川整備を推進します。

荒川では、多様で多量の水利用が行われており、渇水時における地盤沈下の防止、河川環境の保全や利水安全度の確保のため、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を安定的に確保します。

13行目でございますが、水環境の改善や多様な動植物の生息、生育、繁殖の場の確保等を図り、人と河川との豊かなふれあいの場を提供するなど、河川環境の整備と保全を推進します。

災害の発生の防止、または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持、河川環境の整備と保全という目標を達成するため、地域住民や関係機関と連携を図りながら、平常時や洪水時の河川の状況に応じ、適切に維持管理を実施します。

19行目ですけれども、気候変動に伴う洪水形態の変化等により、渇水・洪水、高潮、水質悪化等のリスクが高まると予想されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討します。

1枚おめくりください。

4ページは洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止、または軽減に関する目標をお示ししております。

3行目でございますが、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保等を両立させ、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。

6行目からは、洪水について記述しております。荒川の重要性を考慮して、河川整備計画の目標流量を基準地点岩淵において、戦後最大洪水である昭和22年9月のカスリーン台風による洪水と同規模とし、洪水による災害の発生の防止を図ります。

9行目からは、高潮について記述しております。荒川河口から堀切橋下流端までの区間において、伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾に最も被害をもたらすコースを進んだ場合に発生すると想定される高潮による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

11行目からは、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合についてを記述をしております。自助・共助・公助の元、関係機関と連携し、住民等との生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図ります。

また、荒川下流部においては河川の堤防が決壊すれば、十分な避難時間が確保できないままにゼロメートル地帯等の低平地が浸水する事態となるなど、甚大な人的被害が発生する可能性が特に高いことから、計画規模の洪水を対象とした治水対策とあわせて超過洪水対策を実施し、壊滅的な被害の回避を図ります。

16行目からは、地震、津波について記述しております。河川構造物の耐震性の確保、

情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生の防止又軽減を図ります。

1 枚おめくりください。

5 ページの上側は河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標をお示ししております。

3 行目になりますが、寄居地点においてかんがい期は概ね23トン、非かんがい期は概ね9トン、秋ヶ瀬取水堰下流地点では年間を通して概ね5トンを流水の正常な機能を維持するための必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保します。

その下側は、河川環境の整備と保全に関する目標をお示ししております。

7 行目になりますが、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指します。

9 行目は、水質について記述しております。地域住民や関係機関と連携を図り、その保全・改善に努めます。

10 行目は、自然環境の保全と再生について記述しております。荒川が在来有している砂礫河原、瀬と淵、ヨシ原、干潟等の保全・再生に努めます。

11 行目からは、エコロジカル・ネットワークについて記述しております。河川の連続性の確保を図り、荒川の広大な河川空間を骨格として、流域に広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成を推進します。

13 行目からは、人と河川との豊かなふれあいについて記述しております。沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した誰もが親しみやすい河川空間の形成を推進します。

15 行目は、ダム貯水池における環境について記述をしております。ダム貯水池においては富栄養化の防止、冷濁水の放流による下流の環境への影響の緩和に努めます。

16 行目は、ダム貯水池の湖面利用について記述をしております。地域住民や関係地方公共団体と連携して安全で秩序ある湖面利用に努めます。

18 行目は、景観について記述をしております。歴史・文化・人との関わりを踏まえ、沿川と調和した河川景観の保全・形成に努めます。

1 枚おめくりください。

6 ページからは、河川の整備の実施に関する事項をお示ししております。

6 ページは、河川工事についてお示ししております。

4行目を御覧ください。河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、高潮又は津波による災害に対する安全性の向上を図ります。

地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

7行目からは、洪水・津波・高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項について、7つに大別した対策をお示ししております。

1つ目の洪水を安全に流下させるための対策については、5つに分類してお示しております。

1つ目は、堤防の整備です。

2つ目は、河道掘削でございます。

3つ目は、橋梁の架替でございます。

4つ目は、橋梁部周辺の高さ確保でございます。橋梁により、局所的に堤防が低く越水の恐れがある区間については、暫定的な対策として盛土等により高さを確保し、越水を防止します。

5つ目は、洪水調節容量の確保です。中流部において、広大な高水敷に横堤が築造され遊水機能を有しているところですが、より効果的にピーク流量を低減させるため、調節池の整備を行い、洪水調節容量を確保します。

1枚おめくりください。7ページを御覧ください。

7つに大別した2つ目は、浸透対策でございます。

3つ目は高潮対策でございます。

4つ目は、超過洪水対策でございます。

13行目でございますが、荒川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について、高規格堤防の整備を行います。

なお、高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ、順次事業を実施します。

5つ目は、地震・津波遡上対策です。

耐震性能の照査結果に基づき、必要に応じて耐震・液状化対策を実施します。

さらに、人口・資産が集中するゼロメートル地帯を抱える堤防においては、その重要性

に鑑み、大規模地震に対して堤防の沈下を抑制するよう、対策を実施します。

津波が遡上する区間では、水門・樋門・樋管、堰等の遠隔操作化や自動化等を進めます。

1枚おめくりください。8ページを御覧ください。

6つ目は内水対策でございます。

7つ目は危機管理対策でございます。被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする管理用通路等について、関係機関との調整の上、整備を行います。

排水機場等については、洪水時等に周辺地域が浸水した場合でも継続的に機能が確保されるよう、排水機場等の耐水化等を進めます。

18行目でございますが、大規模地震等の発生において、緊急用物資の輸送や、被災した河川管理施設の復旧工事等を円滑に行うため、緊急用河川敷道路、災害時の緊急輸送路等主要道へ接続する坂路、緊急用船着場の整備、航路確保のための浚渫等を行います。

1枚おめくりください。9ページを御覧ください。

上側には、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項をお示ししております。

4行目でございますが、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

6行目からは、河川環境の整備と保全に関する事項をお示ししております。

河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行います。

その下側に、三つに大別した対策をお示ししております。

1つ目は、水質改善対策でございます。

2つ目は、自然環境の保全と再生でございます。中上流部の砂礫河原では、出水による攪乱を期待するだけでなく、人為的な対策を行い砂礫河原固有の動植物が生息・生育・繁殖できる環境を保全・再生します。

中下流部については、乾燥化してしまった高水敷を掘削する等、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる湿地環境を保全・再生します。

20行目でございますが、動植物の生息・生育地の広域的なつながりの確保に努め、流域住民や関係機関と連携し、コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークの形

成を推進します。

3つ目は、人と河川との豊かなふれあいの確保でございます。河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施します。

沿川地方公共団体が立案する地域計画等と整合を図り、高齢者をはじめとして誰もが安心して親しめるようユニバーサルデザインに配慮した河川整備を推進します。

1枚おめくりください。10ページからは、河川の維持についてお示ししております。

4行目を御覧ください。河川維持管理に当たっては荒川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画」に基づき計画的な維持管理を継続的に行います。

地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

7行目からは、洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項を9つに大別してお示ししております。

1つ目は、堤防の維持管理でございます。

2つ目は、河道の維持管理でございます。3つ目は、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理でございます。

17行目からは、水門等の河川管理施設の機能の維持について記述しております。

21行目からは、雨量観測所、水位観測所等の施設について記述をしております。

24行目でございますが、河川防災ステーション、緊急用河川敷道路及び緊急用船着場等の施設については、平常時は沿川地方公共団体と連携し、適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう適切に維持管理を実施します。

1枚おめくりください。11ページを御覧ください。

4つ目は、多目的ダム等の維持管理でございます。

多目的ダム等については、洪水等の際、必要な機能が発揮されるよう適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図ります。

また、8行目になりますけれども、堆砂状況を把握するとともに、貯水池機能の低下を防ぐため堆砂土砂の掘削や貯砂ダムの設置など適切な対策を検討し、実施します。

5つ目は、関連施設の維持管理でございます。

防災・広報施設については、流域内外の施設や自治体等関係機関との連携を積極的に図り、さまざまな流域情報の市民への提供、交流、学習、教育等の支援を進めます。

6つ目は、許可工作物の機能の維持です。

許可工作物は施設管理者と合同で定期的に履行状況の確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行います。

7つ目は、不法行為に対する監督・指導でございます。河川敷地において、流水の疎通に支障の恐れがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して、適正な監督・指導を行います。

1枚おめくりください。12ページを御覧ください。

8つ目は、河川等における基礎的な調査・研究でございます。

河川を総合的に管理していくため、流域内の各種データを収集します。水利特性等に関する調査・研究を推進し、その結果を具体的な工事や維持管理に活用します。

9つ目は、地域における防災力の向上でございます。

堤防決壊等による洪水氾濫が発生した場合、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図る必要があります。そのため、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、関係機関との連携を一層図ります。

13行目からは、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項についてお示ししております。

河川水の利用については、日ごろから関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、水質を監視するとともに、荒川ダム群の統合運用を行い、利根川等と連携を図りつつ、広域的に低水管理を実施します。

渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者とで構成する荒川水系渇水調整協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて水利使用の調整に関して斡旋又は調停を行います。

1枚おめくりください。13ページからは、河川環境の整備と保全に関する事項をお示ししております。

4行目を御覧ください。河川、ダム貯水池周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮します。

5行目からは、河川環境の整備と保全を8つに大別してお示しをしております。

1つ目は水質の保全でございます。

良好な水質を維持するため、水質の環境を把握するとともに、水生生物調査や新たな指標による水質の評価等を実施し、さらなる水質改善に向けた取り組みを行います。

2つ目は、自然環境の保全でございます。

良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施します。

外来生物への対応については、河川管理や自然環境上支障がある場合について検討し、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施します。

3つ目は、河川空間の適正な利用でございます。

荒川の自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、河川環境の特性に配慮した管理を実施します。

4つ目は、水面の適正な利用でございます。荒川では水面利用が盛んなことから、地域の歴史・文化、河川環境を考慮しながら、安全で秩序ある河川周辺や水面の利用を図ります。

1枚おめくりください。14ページを御覧ください。

5つ目は、景観の保全でございます。

荒川の自然・歴史・文化・生活と織り成す特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と連携を図り、保全・継承に努めます。

6つ目は、環境教育の推進でございます。

13行目でございますが、河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援します。

7つ目は、不法投棄対策でございます。

18行目でございますが、地域住民、河川協力団体やNPO及び警察等と連携・協働した河川管理を実施することで、ごみの不法投棄対策に取り組みます。

8つ目は、不法係留船対策でございます。

不法係留船は河川管理上の支障となるため、不法係留船舶、不法係留施設に対する対策を、関係地方公共団体、地域住民、水面利用者等と連携して推進していきます。

以上で説明は終わります。

○河川調査官

それでは、引き続きまして、議事次第の4について説明をいたします。

○河川計画課長

それでは、議事次第4の当面の進め方について御説明させていただきます。資料3のA4の資料をお手元に御用意ください。

当面の進め方でございますが、本日のこの会議でお示しさせていただきました荒川河川整備計画の骨子について、関係する住民への意見募集と学識有識者の意見をお聞きします。

1つ目の四角でございますが、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を本日から4月21日までの1カ月間、行います。

2つ目の四角でございますが、荒川河川整備計画有識者会議を27日に骨子を議題として開催いたします。

以上で説明は終わります。

○河川調査官

私どもが用意した資料は以上となります。

それでは、お示しした内容につきまして何かございましたら、挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、御所属とお名前の後に御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

埼玉県さん、よろしく願いいたします。

○埼玉県県土整備部長

埼玉県の県土整備部長の柳沢でございます。

2点ございます。

1点目でございますけれども、骨子案8ページでございます。上から4行目（6）内水対策のところでございます。

全国的にも恐らく同様の傾向かと思いますが、埼玉県内では近年、時間雨量50ミリを超えるような局地的な大雨が増加しております。県内の多くの市町村では、いわゆる内水

による浸水被害が毎年のように発生しておりまして、この軽減が大きな課題となっております。この点は埼玉県では市の下水道部局と連携しまして、浸水被害軽減に向けた取り組みを進めておりますが、海を持たない埼玉県では、最終的には直轄河川に排水を頼らざるを得ない状況でございます。

既に国におきまして、県管理河川が荒川に合流する箇所に排水機場を整備していただいておりますけれども、これらの増強を含め内水被害を軽減するための対策について積極的な対応をお願いしたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、11ページでございます。

上から4行目です。多目的ダム等の維持管理の項目でございます。記載してございますように、ダム湖における土砂の掘削などの対策などにつきましては、ダムの機能を維持するために不可欠でございますが、一方でダムによって上流からの土砂供給が止まったために、ダムの下流では河床の低下ですとか岩盤化が顕在化しておりまして、河川内の構造物ですとか、生き物への影響が懸念されるところであります。

このため、国及び水機構ではダム湖で掘削した土砂をダムの下流に投入して河床の維持に努めていただいておりますけれども、今後も河川整備計画への位置付けも含めて、積極的な取り組みを引き続きお願いしたいと思います。

以上、2点でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、東京都さん、お願いいたします。

○東京都建設局河川部長

東京都の建設局の河川部長の中島でございます。本日、都技監の横溝が所用で欠席しており、代理で出席させていただいております。

何点かお話しさせていただきます。

最初に7ページのところでございますけれども、地震津波遡上対策でございます。

御案内のとおり、東京都は、東部低地帯、いわゆるゼロメートル地帯を抱えておりまして、そこに住む都民の安全を確保するために耐震対策を急いでやる必要がございます。

東京都としましては、東日本大震災を踏まえまして、最大級の地震が来た場合でも安全

が確保できるようにということで、水門ですとか堤防の機能をしっかり守る対策を進めておりますが、国におきましても、このゼロメートル地帯は荒川の下流部にございますので、しっかりと対策を進めていただくようお願いいたします。

それから、その7ページの(4)の超過洪水対策でございます。

これも首都機能の維持ならびに都民の生命と財産を守ると、そうした観点から大変重要な対策だと思います。国におきましては、現在、高規格堤防事業を進めてもらっておりますが、今後も引き続き、上流と下流、あるいは左岸、右岸、このバランスに配慮しながら一層の整備推進を図っていただくようお願いいたします。

それから、いわゆる全般に関わる話でございますが、3ページのところの目標に関する事項ということで、一番下に、19行目あたりから気候変動の話を書いておりますけれども、気候変動に伴いまして水害のリスクが高まっており、それに向けて総合的・計画的に適応する施策を検討しますという記述でございますけれども、国におきましては現在、想定最大外力等の検討もされて、新たなステージに対応した防災・減災対策、これを進めていくということになっておろうかと思っておりますので、整備計画におきましても可能な限り、その中身につきまして反映させていただくようお願いいたします。

また、あわせて、その他につきましても、かなり具体的に記述されておりますが、概ね30年間の整備メニューにつきまして、可能な限り具体的に盛り込んでいただくようお願いいたします。

最後に、合意形成の話でございますが、パブリックコメント等も始まるということで、本日もこうした都県会議を開いていただいておりますけれども、今後も引き続き丁寧な合意形成を図っていただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、いただきました御発言に関しまして、整備局から発言させていただきたいと思っております。

まず、整備計画の内容に関しまして、内水対策、それから河川管理施設についての耐震対策、それから気候変動による影響等々の御発言をいただきました。

内容に関しましては、さまざまな御発言をいただいておりますので、御発言も踏まえつ

つ、今後、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、当面の進め方でお示ししましたけれども、今後、学識経験者の方々、それから関係する住民の皆様方から意見をいただくことにしております。

整備計画の検討にあたりましては、今後とも都県の皆様と相互の立場を理解しつつ、検討内容について認識を深めていくこととしたいと考えておりまして、引き続きお願い申し上げたいと思います。

それから、本日、さまざまな形で貴重な御見解をいただきまして、ありがとうございました。さらにあるようでしたら、改めて書面等でいただければ幸いです。

ひとまず、整備局のほうからは以上でございますけれども、そのほかに何かありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

よろしいでしょうか。

6. 閉会

○河川調査官

それでは、これをもちまして、第2回の荒川河川整備計画関係都県会議を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —